

## 高野町事業継続化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）を受け、その事業活動に著しい支障を生じている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の支援を図るため、予算の範囲内で高野町事業継続化支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高野町補助金等交付規則（平成8年高野町規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2年3月31日時点において町内に主たる事業所を有する事業者で、今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第158号）第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の給付を受けた後、和歌山県事業継続支援金の交付を受けた者
- (3) 町税の滞納及び使用料、手数料等町への債務不履行がない者

(不交付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては 支援金を交付しない。

- (1) 既に本支援金の交付を受けた者
- (2) 高野町暴力団排除条例（平成23年高野町条例第10号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前各号に掲げる者の他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が認める者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は持続化給付金と同額とする。ただし、申請者の事業収入の状況等を勘案して、町長が相当と認めた場合は、交付額を減額することがある。

(交付申請の期間及び添付書類等)

第5条 支援金の申請期間は、令和2年8月3日から令和2年11月30日までとする。

2 規則第4条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業概要（別記第1号様式）
- (2) 宣誓書（別記第2号様式）
- (3) 法人の場合は役員名簿（別記第3号様式）
- (4) 持続化給付金の給付通知書の写
- (5) 和歌山県事業継続支援金の交付決定通知の写
- (6) 交付対象者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

(7) 主たる事業所の所在地がわかる書類

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により支援金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付対象者は支援金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(2) 交付対象者は、持続化給付金の不正受給が発覚して公表されたときは、直ちにその旨を町長に報告するとともに、町長の指示に従うこと。

(3) 交付対象者は、町長から別途指示があった場合は、第1号に掲げる書類のほか、支援金の交付後においても、支援金の使途、事業の実施状況その他支援金に関する資料を備えおくとともに、町長から提出の求めがあったときはこれに応じること。

(支援金の実績報告、額の確定及び交付)

第7条 支援金の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定によるこの支援金の交付申請書の町長への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの支援金の交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

3 交付対象者がこの支援金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第7条」とする。

(書類の提出)

第8条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、原則、郵送により行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月27日から施行する。